

避難行動要支援者支援制度のお知らせ

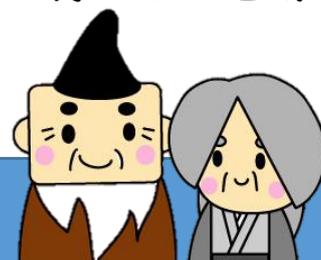
— 地域の絆でまちを守る —



避難行動要支援者支援制度とは

地域での助け合い（共助）によって災害時に一人でも多くの命を救うことを目的としています。支援が必要な方が「どこに」いるのか、「どのような状態なのか」を把握し、災害発生時等に避難支援や安否確認等を行うことを目的とした制度です。

茅ヶ崎市では、支援が必要な方の情報を予め把握し、避難行動要支援者名簿を作成しています。名簿は、登録者本人の同意を得た上で地域の避難支援等関係者に平常時から情報提供します。



避難行動要支援者名簿の対象者は

1. 身体障がい者のうち、【上肢の障がい2級以上、下肢又は体幹機能の障がい3級以上、視覚又は聴覚障がい6級以上】の方
2. 知的障がい者のうち、障がいの程度が【A1・A2】の方
3. 介護保険制度の認定が【要支援以上】の方
4. 市長が特に支援が必要と認めた場合

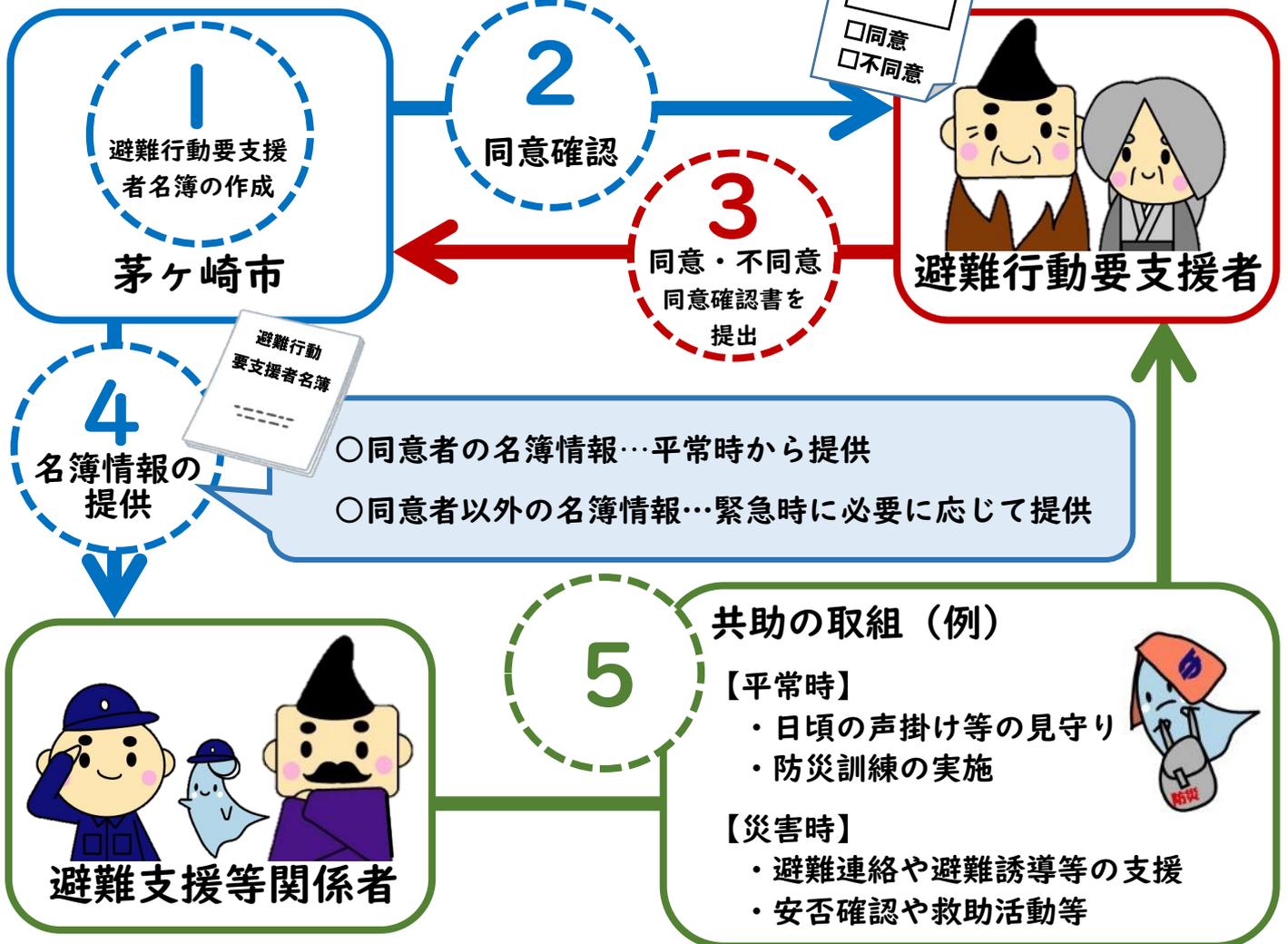
※ 長期入院又は施設入所している方は対象になりません



避難支援等関係者は

1. 消防機関
2. 警察
3. 自治会
4. 自主防災組織
5. 民生委員・児童委員
6. 地域包括支援センター

避難行動要支援者支援制度の流れ



※個人情報の取り扱いに関して、管理の徹底等適切なルールを定め、必要な措置を講じます。
また、災害対策基本法に基づき、避難行動支援に関する目的以外では情報を使用しません。

災害発生時等に支援を必要とする方へ

この制度は、災害発生時等に支援を保証するものではありません。避難支援等関係者も被災する可能性はあり、可能な範囲での支援となります。

支援が必要な方も、「自分の身は自分で守る（自助）」という意識を持って、日頃からの準備をお願いします。また、自治会に加入するなど、日頃からご近所の人など地域の皆さんと気軽に話しがでる関係づくりを心がけましょう。



お問い合わせ：〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 ☎0467-82-1111(代表)
ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

地域での防災活動に関すること	障がい者への支援に関すること	高齢者への支援に関すること
防災対策課	障がい福祉課	高齢福祉課